

売却決定にともなう注意事項

1 売却決定日にまでに提出するもの

① 買受代金

富士河口湖町から「納入通知書」を連絡票に記載されている住所に送付します。この納入通知書で、売却決定価額と公売保証金との差額を、令和7年2月13日（木）午後3時までに、納入通知書に記載されている金融機関でお支払いください。

お支払いいただきましたら、令和7年2月13日（木）午前10時から午後4時までの間に、金融機関の領収印のある領収書を持参して頂くか又は、領収書をファックスで送ってください。

なお、令和7年2月13日（木）午後2時30分の売却決定前に、売却を取り消す事由が生じた場合にて既に買受代金を納付いただいている時は、返還の手続きを取らせていただきます。

② 公売保証金充当承諾書

公売保証金充当承諾書に記入押印の上、提出してください。

③ 保管依頼書

買受代金納付日に引き取りが困難な場合は保管依頼書を提出してください。

2・その他の注意事項

権利移転手続きについては買受人にて町が交付する売却決定通知書に必要な書類を揃えて管轄の運輸支局にて手続きをされてください。

【問い合わせ先】

富士河口湖町役場税務課 収納担当

〒401-0392 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地

TEL 0555-72-1113

FAX 0555-72-6027